



業務管理体制の整備等について



1 制度概要

事業者による法令順守の義務の履行等を目的に、指定介護サービス事業所を運営する事業者に対し、業務管理体制の整備を義務づけるもの（介護保険法第115条の32）。

（整備内容）

指定・許可を受けて いる事業所等の数	事業者の 規模	業務管理体制の整備内容		
		①法令遵守責 任者の選任	②業務が法令に適合 することを確保するた めの規程の整備	③業務執行の状況 の監査
1～19	小	必要	—	—
20～99	中	必要	必要	—
100～	大	必要	必要	必要





2 届出先

届出先区分	届出先
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者	
事業者等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣(老健局)
上記以外の事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
事業所等が1の都道府県内のみに所在する事業者	
すべての指定事業所等が同一市町内に所在する事業者	市町村長
上記以外の事業者	都道府県知事



3 検査の概要

種類	時期	検査内容
一般検査	届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的(6年に1回以上)に実施する。	①法令遵守責任者の役割及びその業務内容 ②業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 ③業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容
特別検査	指定介護サービス事業所等の行政処分(指定等取消処分相当事案)が発覚した場合に実施する。	①業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証 ②指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証



4 本年度に実施した検査の指摘事項等

- 法令順守責任者が変更されている事例が認められた。
届出事項に変更があった際には速やかに届出を行うこと。



5 参考

◆ 業務管理体制に関するホームページ（広島市）

[総合トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者](#) > [広島市の介護保険](#) > [運営上必要な届出・報告等](#) > [業務管理体制の整備に関する届出様式等](#) (ページ番号 : 2333)

◆ 介護サービス事業者の業務管理体制（厚生労働省）

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [介護・高齢者福祉](#) > [介護サービス事業者の業務管理体制](#)

